



会社が抱える 社長が不在となった 時のリスクについて

※ はじめに

梅雨の時期、さほど雨も多くなく過ごしやすい日々が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

早くも平成 27 年になって半年が過ぎました。個人事業の方は半年分の資料を整理しておかれますと確定申告の際にあまり負担とならないと思います。また、個人事業・法人に関わらず、今月 10 日は社会保険の算定基礎届、労働保険の概算・確定申告書、源泉所得税の納期特例の納期限となっています。該当する方は、納付漏れ・提出漏れのないようになさってください。

今回の事務所通信では、「会社が抱えるリスク」として、社長に万が一のことがあった場合に、その後会社に及ぼす影響を金額で計算してみます。

万が一のリスクに対しては保険に加入して賄うのが一般的ですが、身体が悪くなってからでは入りにくくなってしまふのが保険です。もし加入をご検討となれば早めの行動をお勧め致します。

※ ワンポイント解説

1. 社長不在リスク

中小企業の経営は、社長にすべてがかかっていると言っても過言ではないと思われます。それほど社長の影響力は大きいものです。そんな社長が不在となってしまったら…。考えるだけで恐ろしいですが、そういった万が一の事態に備え、影響の程度を確認しておくだけでも有効かと思えます。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

京都の美山へ行ってきました。

ワンポイント解説

I. 会社の抱えるリスク

一言に「会社のリスク」と言っても、得意先倒産、投資失敗、人材不足など様々なリスクがありますが、今回はその中でも社長不在リスクを取り上げていきます。

II. 社長が不在で会社はどうなる！？

① 社長不在となった後

社長に万が一の事態が起こってしまった場合には、残されたご遺族や従業員の方が会社の運営を一時的に引き継ぎます。**一番の課題は社長不在で混乱の中、売上が減少し会社の資金繰りが厳しくなることです。**その中で『会社を存続させる』『辞める(精算する)』『同業他社に売却する』等会社の未来を決定する必要があります。

この重大事項を決定する際に、資金繰りに目途が立たなくなれば、十分な検討をする時間もなく、結果的に『辞める(精算)』という選択になりかねません。そうなれば、従業員はどうなるのか？残されたご遺族の生活は？得意先にも迷惑が…など大きな影響がございます。

② リスクを金額で把握する

では、社長が不在となった際に、どの程度の資金があれば安心できるのか？社長不在リスクを具体的に会社が必要となる資金の種類ごとに計算していきます。なお、この必要金額は保険で賄うのが一般的です。

A) 運転資金

ここでいう運転資金とは、会社を維持するための必要資金という意味合いです。商品仕入れの支払と、その商品が一定期間在庫となった後に売上となってその代金が入金されるまでの時間的なズレを補うための運転資金ではなく、会社運営に毎月定額かかってくる家賃や水道光熱費、従業員給料などの固定費(ランニングコスト)と呼ばれる経費です。

上述の会社の未来を決める期間として半年間を想定します。

B) 借入金返済資金

会社が金融機関から借り入れたお金です。会社を清算する場合には返済する必要があり、通常のケースでは社長が連帯保証人になっていて会社が返せないと社長の相続財産となってご遺族がその借金を被ることになります。

ここで注意が必要なのですが、**保証協会の保証があるから大丈夫**というお考えは**大きな間違い**です。

信用保証協会の保証は、お金を借りる側の保証ではなく、お金を貸す側(つまり銀行)の保証であって、上記のように会社や社長が返済できなくなったときに保証協会が代わりに銀行に立替えて払うための制度です。そのあと**保証協会から返済の督促がきますので、返済しなくてよいわけではございません。**

ご遺族の負担としないため、また会社の次のスタートを円滑にするためにも、借入金については手当をしておいた方がよいと考えます。

C) その他の負債

借入金以外に支払わなければならない債務です。仕入先への支払や従業員の給料、固定資産をローンで購入している場合の残債などです。

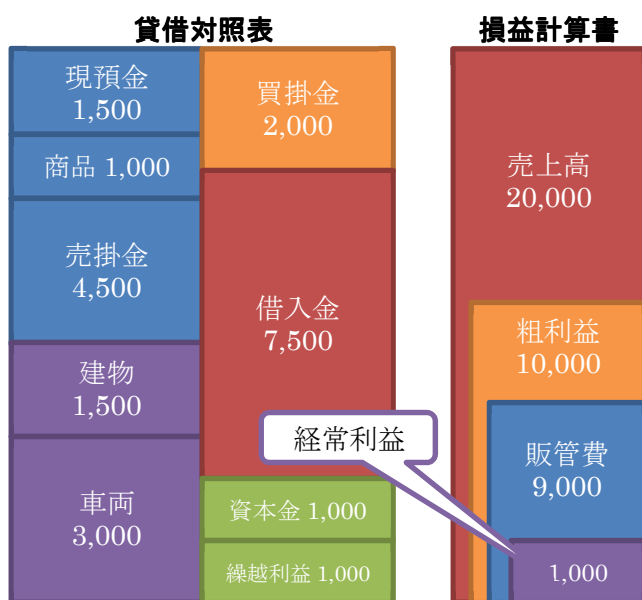
D) 現金化可能な資産

現金化して必要資金に充てられるものです。商品や売掛金・受取手形といったお金になるのを待っているもののほか、車や建物などの売却価値のある固定資産が挙げられます。

E) 納税準備資金

忘れがちなのが納税準備資金です。上記金額(A+B+C-D)を保険で賄い、保険金として受取った場合、法人

が契約者であれば、入ってくる保険金についても収益として課税されてしまいます。そのため、課税される税金の分も税率から逆算して保険金額に上乘せしておきます。具体的に金額をあてはめて計算してみます。



上記の決算書を例に試算してみます。単位は万円です。

A=運転資金…※固定費÷12ヶ月×6ヶ月=4,000
 ※販管費の内、固定費を8,000と設定

B=借入金返済額…7,500×100%=7,500

C=その他の負債…買掛金 2,000

D=現金化可能な資産…8,000
 (内訳) 現預金 1,500 商品 1,000 売掛金 4,500
 建物 0(売却価値ゼロとする) 車両 1,000

E=納税準備資金(実行税率36%)
 A+B+C-D=5,500
 この金額が手元に残るように納税額を逆算します。

$$\frac{5,500}{(1-36\%)} - 5,500 = 3,093$$

E=納税準備資金…3,093
 合計 A+B+C-D+E=8,593

つまり、社長に万が一のことがあった場合に会社を半年間、金銭的に問題なく回すためには、8,600万円ほど必要である、ということになります。

③ ご遺族はどうなる？

②では会社の今後のために必要な金額を計算しました。では、残されたご遺族はどうなるのでしょうか。一家の大黒柱である社長がお亡くなりになられたら…。会社の借入は返済できたけど、家計が…。

上記会社の必要金額に加えて、ご遺族に社長の退職金を支給する金額を含めてリスクの金額を把握する考え方もあります。役員退職金の金額は、法人税法上経費として認められる1つの目安です。

A) 役員退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×功績倍率(社長は概ね3.0倍)

B) 功労加算金

役員退職慰労金×功労加算率(社長なら0~30%)

C) 弔慰金

最終報酬月額×6ヶ月(就労中の事故だと36ヵ月)

例えば、最終報酬月額60万円、在任年数10年とすると、
 60万円×10年×3.0(=1,800万円)+1,800万円×30%
 +60万円×6ヵ月=2,700万円 となります。

役員退職金を全額保険で賄った場合、入ってくる保険金収入と、支給する退職金(経費)が相殺されますので、法人税は課税されません。

Ⅲ. まとめ

会社を存続するか清算するか。また会社の現況によっても必要金額は変わってきます。上記必要金額の計算方法を1つの目安として捉えてください。自社の必要金額について詳しく知りたい方は弊所までご連絡ください。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

| | | | |
|--------|--|-----|--------------|
| 事務所名 | 武原税理士事務所 | | |
| 所在地 | 〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階 | | |
| 電話 | 06-4963-3670 | FAX | 06-4963-3793 |
| E-Mail | takehara@zeirisi-takehara.com | | |
| URL | http://www.zeirisi-takehara.com | | |
| 所属団体等 | 近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 | | |

☆ スタッフ近況 ☆

京都は美山へ観光に行ってきました。

茅葺き屋根の集落で牧歌的な空気に癒されつつも、そこに今も暮らしている方々に不便はないのだろうかと現実的な疑問も抱きました。

